

# 継承されなかった私有財産のゆくえ

—前近代中央アジアにおける私的所有権と国家—

2001/07/14(Sat.)

イスラーム地域研究 5 班研究会

於:東京大学東洋文化研究所

磯貝健一(京都橘女子大学非常勤講師)

## 1 はじめに

本報告は、16 世紀から 18 世紀の中央アジアにおける所有の在り方を、個人の所有権に対する国家の側の介入という文脈のなかで検討しようとするものである。本来、ある時代、地域の所有の在り方を論ずるとする場合、当然のことながら動産と不動産、さらには動産の一形態としての奴隷や家畜にいたる、あらゆる所有対象を考察の範囲内にふくめるべきであろう。しかしながら、本報告で検討されるのは、定率のハラージュ(kharaj-i muqasama)を賦課される農地(以下、「ハラージュ課税地」)の所有という問題に限られる。これは、報告者の知識の偏りによるものでもあるが、一方、中央アジアの場合にかぎらず、前近代のイスラーム社会において、ハラージュ課税地が代表的な資産の形態であったという理由にもよっている。

なお、本報告で「イスラーム法」が扱われる場合、前近代の中央アジアで支配的だったハナフィー派イスラーム法学の体系が対象となる。

## 2 ハラージュ課税地の国家的所有論

### 2.1 ハラージュ課税地の国家的所有論

当初アラブ帝国では、アラブ = ムスリム、非アラブ = 非ムスリム、という前提のもとに、征服民であるアラブに税制上の特権的な地位が与えられていた。その結果、ムスリム (= アラブ) の地主にはウシュルと呼ばれる税が、非ムスリム (= 非アラブ) の地主にはこれより遙かに重いハラージュと呼ばれる税が賦課されていた。

ところが、この制度では、ムスリムが非ムスリムの土地を取得した場合、または、非ムスリムの地主が改宗してムスリムになった場合、それぞれの土地に賦課される税目がハラージュからウシュルへと転化してしまい、国庫収入は大幅に減少することになる。事実、ウマイヤ朝中期からこうした問題が顕

在化していたので、支配者側はこれを克服するための理論を構築せねばならなかった。

その結果形成されたのが、ハラージュ課税地の国家的所有論である。この理論によれば、ムスリムが征服したハラージュ課税地は、ムスリムの共有財産、つまりは国家の所有権下にある。この土地を占有し耕作する者は、それがムスリムであれ、非ムスリムであれ、土地の所有者である国家に地代としてハラージュを納付せねばならない。この理論はアッバース朝期の法学者達によって完成された。

なお、この理論は決してすべての土地が国家の所有下に置かれることを規定したものではない。なぜなら、たとえば前述したウシュル課税地を含め、この理論の適用範囲外にある土地範疇も存在し得たからである。

## 2.2 ハラージュ課税地への私的所有権の行使

ところで、前近代のイスラーム世界において、圧倒的多数の農地がハラージュ課税地であったことは歴史的な事実である。ところが、理論上、国家の所有権が設定されているはずのハラージュ課税地は、実際には私的所有権の対象となっており、本来「占有し耕作する者」でしかないはずの個人によって自由に処分されていた。

そもそもハラージュ課税地の国家的所有論なるものは、ムスリムへのハラージュ賦課を正当化するための法学上のフィクションにすぎない。しかしながら、実際にハラージュ課税地を相続したり、売却したりする場合には、カーディー（裁判官）立ち会いのもとに法廷で文書が作成されていた。つまりは、ハラージュ課税地にたいする私的所有権の行使は、合法的な行為とみとめられていたのである。

国家の所有権が設定されている物件への私的所有権の行使が、いかにして合法化されるかについては、加藤博（『文明としてのイスラーム』、東京大学出版会、1995年、147-170頁）や柳橋博之（『イスラーム財産法の成立と変容』、創文社、1998年、16-35頁）により、その解釈案が提出されている。すなわち、イスラーム法においては、ひとつの物件について、その物自体への所有権と、その使用価値への所有権が個別に設定されうる。「物自体と使用価値は、等しい資格において所有権の目的となる」（柳橋、34頁）のである。ハラージュ課税地の場合、物自体への所有権は国家にあるが、その使用価値については個人の所有権が設定される。したがって、国家の所有権下にあるはずのハラージュ課税地にも個人の「所有者（mālik）」が存在し、この人物は売却、相続などの手段によって、土地の使用価値を自由に処分することができた、というのである。

一方、ヨハンセン (B.Johansen, *The Islamic Law on Land Tax and Rent*, London-New York-Sydney, 1988) のように、ほかの法学派はどうあれ、すくなくともハナフィー派法学の体系においては、ハラージュ課税地の国家的所有論などというものはそもそも確認できない、とする立場もある。

本報告では、それがどのように合法化されるものであれ、ハラージュ課税地は私的所有権設定の対象であった、という前提のもとに話を進めてゆく。そのうえで、ハラージュ課税地の国家的所有論についても後に述べることにする。

### 3 接收地とはなにか

#### 3.1 継承されなかった財産としての接收地

さて、多くの場合、私有財産は売買により獲得、あるいは譲渡され、さらに、蓄積された私有財産は相続により継承されていた。売買や相続の遂行の際には法廷で証書が作成され、これらの証書は所有権の所在を示す証となるのが当事者によって期待されていた。証書に捺されたカーディーやムフティーの印章は、この「期待」を表現するものにほかならない。

一方で、せっかく蓄積された私有財産が継承されず、国家により接收される場合もありえた。国家により接收されたハラージュ課税地は、たとえば、マムルーク朝期やオスマン朝期の法学書では、*arḍ al-ḥawz* と称され、一方、中央アジアでは *mamlaka* と呼ばれていた。従来、研究者達はこの *mamlaka* という語に対して「国有地」という訳語をあてていた。だが、これは *mamlaka* の内実にかならずしも合致しない訳語であり、ここでは *mamlaka* に「接收地」という訳語をあてることにする。

#### 3.2 16世紀初頭の中央アジアをえがいた『ブハラ客人記』

ここで紹介する『ブハラ客人記 *Mihmān-nāma-yi Bukhārā*』とは、イランから中央アジアに移住したウラマー、イブン・ルーズビハーン Ibn Rūzbihān の回想録である。イブン・ルーズビハーンはこの回想録のなかで、接收地についてのきわめて興味深いエピソードを書き留めている。

1509年4月21日、サマルカンド郊外にあったシャイバーニー・ハーン(当時、中央アジアからホラーサーンを支配していたシャイバーン朝の大ハーン)は、当該地域に散在していた接收地の処理について、イブン・ルーズビハーンを含むウラマー達と協議した。問題の接收地とは、もともとこの地域の住民達の私有財産だったものが、所有者が逃亡したために30年以上にわたって放置されつづけ、小作に出されることもなく荒れ放題になり、税収もなかつ

た土地であったという。

さて、シャイバーニー・ハーンの意向はつぎのようなものであった。すなわち、これらの土地に設定されたままになっている所有権を破棄したうえで、これを死地 (mawāt、所有権と用益がともに存在しない土地) とみなし、これを開墾する者を新たな所有者として認定する、というのである。所有者 (mālik) さえ把握できていれば、これらの土地からの税収も確保される。すなわち、シャイバーニー・ハーンが目指したものは、土地を没収して国庫に編入したままにしておくことではなく、国家により掌握可能なあらたな所有者を創出し、そのうえで安定した税収を確保することなのであった。

ところが、この目論見はウラマー達の反対に遭い、挫折する。彼等の言い分はこうである。問題の土地に設定されている所有権を破棄することは法律上不可能である。また、そもそもこれらの土地が放棄されたのは過重な賦課によるものなのだから、所有者が判明している場合には、税額を軽減してその帰還を促すべきである。一方、所有者が不明ならば、当面のあいだ君主がこれらの土地を小作に出し、いずれ本来の所有者が現れたならば、小作料相当分を彼に返却すべきである、と。結局、シャイバーニー・ハーンがウラマー達の意見を受け容れることで、この協議は決着した。

ちなみに、所有者ないしその相続人の存在が推定される場合、接收地に設定されたままになっている所有権はできるだけ保護すべきであるという意見は、後述するようにハナフィー派法学の接收地理論の基本線となっている。

### 3.3 ハナフィー派法学の接收地理論

さて、上述のイブン・ルーズビハーンは、『君主の振る舞い *Sulūk al-Mulūk*』という題名の、統治の手引書も著述している。これは、イスラーム法に則った統治を実行するための教科書であり、有名なマーワルディーの『統治の諸規則』と同種の書物といえる。

この『君主の振る舞い』では、ハナフィー派法学におけるハラージュ課税理論を説明するにあたり、12世紀の法学者イブン・マーザ Ibn Māza の、『ブルハーン的大海 *Kitāb al-Muḥīṭ al-Burhānī fī al-Fiqh al-Nu‘mānī*』の関連箇所が全面的に引用されている。ちなみに、接收地理論は、ハラージュ課税理論の一部をなすものであり、当然、『君主の振る舞い』の該当箇所にも、『ブルハーン的大海』から引用された接收地にかんする議論が収録されている。ここでは、ハナフィー派法学の伝統的な接收地理論を紹介するにあたり、ともに12世紀に属する、『ブルハーン的大海』と、『カーディーハーンのアトワール集 *Fatāwā Qāḍīkhān*』の二書を利用する。なお、後者については原文にあたる余裕がなく、ヨハンセンの引用に依拠した。

### 3.3.1 『ブルハーン的大海』

『ブルハーン的大海』によれば、接收地とはハラージュ納付者が納付能力をうしなってしまった土地であると定義される。そして、接收地は以下のように処理されることになっている。

- i. 賃貸借契約 (ijāra) ないし分益小作契約 (muzāra'a) により第三者へ小作にだす。この場合の賃料は、問題の土地に通常課されるハラージュ額より多めに設定されねばならない。本来の所有者が現れた際には、この賃料から本来のハラージュ額を引きさった残額がこの人物に支払われ、土地そのものも返却される。
- ii. 第三者に経営を委託する。問題の土地の小作を請け負う人物が見出されなかった場合、第三者に土地の経営を委託する。この場合、問題の土地に課されるハラージュの額は、通常のハラージュ額より多めに設定されねばならない。本来の所有者が現れた際には、両者の差額がこの人物に支払われ、土地そのものも返却される。
- iii. 第三者に売却する。問題の土地を第三者に売却し、これによって獲得された対価から一定額をハラージュの用途にまわし、残額は本来の所有者が現れた場合、彼に支払うべき補償金として取り置く。当然、この場合には本来の所有者の所有権は消滅する。なお、君主による接收地の売却が可能であるとする説の根拠は、「君主は全ムスリムの監督者 (nāẓir) である」という観念である。

### 3.3.2 『カーディーハーンのアトワール集』

一方、『カーディーハーンのアトワール集』では、ハラージュ納付能力をうしなった納付者が出現する原因として具体的に三つのケースが想定され、それぞれについて議論がなされている。以下、ヨハンセンに依拠しながらその議論を紹介する (B.Johansen, pp.82-85)。

- i. ハラージュ納付者の逃亡
  - a. 君主は第三者に土地を貸し出し、地代からハラージュを徴収し、余剰分は本来の所有者のために取り置く。
  - b. 君主は国庫の財産をつかって土地を耕作し、土地からの収入はすべてムスリム共同体のものとする。
  - c. 君主は一定額を徴収することを条件に、土地を第三者のグループ (qawm) にゆだねる (この場合、本来の所有者の所有権については何も言われていない)。

- ii. 納付能力の欠如—この場合、土地を第三者にゆだねてしまってはいけない。君主は土地を貸し出して、地代からハラージュを徴収する。つまり、本来の所有者の所有権は保護されている。けれども、君主が土地の借り手を見つけられなかった場合、君主は第三者にこれを売却してもよい。
- iii. ハラージュ納付者の死—相続人を遺さずにハラージュ納付者が死亡した場合、君主は土地を接收し、これを耕作するか、ないしは、貸し出したうえで、その地代を国庫に割り当てる。

接收地においては本来の所有者、すなわち、ハラージュ納付者の所有権は、不安定なものではあったが保護されている。そして、相続者をのこさずに納付者が死亡した場合のみ、国庫は土地の完全な所有権を獲得することになる。一方、接收地に賦課される地代は、本来の所有者への補償分が想定されているため、ハラージュ額よりも高く設定されていることがわかる。

### 3.4 ハラージュ課税地の国家的所有論と接收地理論

ところで、上に示した接收地理論は、一見したところ、初めに述べたハラージュ課税地の国家的所有論にきわめて類似している。しかしながら、両者が扱っているのはまったく異なるレヴェルの事象であり、これらふたつの理論が混同されてはならない。

すなわち、ハラージュ課税地の国家的所有論はムスリムへのハラージュ賦課を正当化するためのフィクションであり、土地の所有者から徴収されるハラージュは、擬制的に「地代」とされているにすぎない。したがって、この理論においては、「地代」と「ハラージュ」はイコールである。

ところが、接收地理論は、ハラージュ徴収が不可能となってしまった土地について、その処理方法を検討するきわめて現実的な理論である。ここで「地代」を徴収されているのは土地の所有者ではなく、君主との小作契約によって土地を耕作している文字通りの小作人なのである。小作人から徴収されるものは本来の意味での「地代」なのであり、さらに、君主はこの地代からハラージュ相当額を抜き出して国庫に納付する。ゆえに、この「地代」は「ハラージュ」とイコールではない。

### 3.5 『ブハラ客人記』にみえる接收地像

さて、接收地とは様々な理由によりハラージュ徴収が不可能となった結果、国家によって接收された土地であることがあきらかとなったわけだが、それでは、国家の側にとってこの種の土地はどのような意味をもっていたのだろうか

か。ここで想起すべきは、16世紀初頭の中央アジアでは、君主はけっして接收地の経営に積極的ではなかった、という事実である。

いったい、所有者のハラージュ納付能力の欠如により接收地となった土地とは、どのような土地だったのだろうか。この問題を考えるうえでまず考慮すべきは、当時の中央アジアにおける広汎な自作農経営の存在を示す証拠は何一つ存在していない、という事実であろう。つまり、農地は一握りの富裕層によって所有されており、実際の耕作者はほとんどが小作人であったと想定されるのである。ならば、所有者の納税能力の欠如により接收地となった土地というのは、じつは、所有者の「経営能力の欠如」により農業経営が破綻し、結果として耕作者のいないままに荒れ果ててしまった土地なのである。

この推定が妥当であれば、たしかに国家にとってこのような土地を集積することにメリットはなかったはずである。なにしろ、伝統的な接收地理論では、本来の所有者の所有権を簡単に破棄することはできないので、接收地の経営は国家が負うことになってしまう。ところが、一旦荒廃した農地をふたたび開発するためには莫大な費用がかかる。それよりも、財力のある経営者を募って接收地の開発を委ね、そのうえでこの人物を新たな所有者と認めて安定した税収を確保する方がはるかにメリットは大きいのである。シャイバーニー・ハーンが打ち出した接收地処理の方針は、このように解釈されるべきであろうし、その意味では、接收地は国家にとって「厄介者」以外の何者でもなかったことになる。

### 3.6 16世紀エジプトでの接收地理論の展開

ところで、先に述べたように、所有者が相続人をのこさぬままに死亡した場合、国家はこの土地に完全な所有権を行使することができた。また、そもそも「全ムスリムの監督者 (nāzir)」たる君主には、売却を含むさまざまな方法で接收地を処分する権利が認められていた。

この「所有者の死」と「君主は全ムスリムの監督者」というふたつの概念は、ハナフィー派法学における課税理論の再整備のためにきわめて大きな意味を持っていた。まず16世紀半ば、オスマン朝統治下のエジプトで、イブン・ヌジャイム Ibn Nujaym によって展開された議論を、ヨハンセンの研究に従って紹介する (Johansen, pp.80-97)。

当時のエジプトでは、富裕層が国家から国庫管理下にある土地を購入し、購入した土地についての免税特権を享受していた。ところが、オスマン朝当局はこうした土地を国庫に再編入する方針を打ち出した。このような状況下で、イブン・ヌジャイムは伝統的な接收地理論を利用しながら、上述の土地が免税地であることを理論的に正当化しようとした。

まず、イブン・ヌジャイムは、エジプトの土地で国庫に編入されたものは、その殆どが「所有者の死」の結果接收されたものである、という大胆な前提を呈示した。「所有者の死」によって接收されたものであれば、本来の所有者の所有権はもはや考慮する必要はない。君主はこれをただちに売却することができる。

それでは、こうして君主から第三者に売却された土地はなぜ免税地と成り得るのだろうか。イブン・ヌジャイムはふたつの理由をあげている。

- i. ハラージュ納付は個人的な義務であり、この義務を負う者が死亡したのであれば、この土地におけるハラージュ納付義務自体が消滅する。
- ii. 君主は土地の物自体 (itself)、あるいは使用価値 (use) のいずれかを売却する権利をもつ。もし君主が土地の物自体にたいする代価を受領し、これを国庫に納付したならば、君主はもはや土地の使用価値にたいする支払い (=ハラージュ) を要求することはできない。したがって、このような土地はハラージュ課税対象外のものとなる。

この理論の核となっているものは、前述の「所有者の死」と「君主は全ムスリムの監督者」という二つの概念である。まず、「所有者の死」により、国家は接收地にたいする完全な所有権を行使することが可能になる。つぎに、「全ムスリムの監督者」である君主は、この土地を自由に処分し、まったく新しい法律上の地位さえ与えることができる。ヨハンセンの記述からは、果たしてイブン・ヌジャイムが「君主は全ムスリムの監督者」という概念を利用していたのかどうかあきらかでないが、ある土地が本来もっていた法律上の地位を転換させる、などという行為を正当化するには、この概念が必要だったはずである。

要するに、この二つの鍵概念は、動かし得ぬ現実としての土地保有の実態を理論的に正当化するために、きわめて有効に作用したのである。このことは、18世紀中央アジアの土地区分論にも完全にあてはまる。

## 4 18世紀中央アジアの土地区分論

### 4.1 その歴史的背景

ここで紹介するのは、18世紀後半の中央アジアの法学者、‘Ibādallāh b. Khwāja ‘Arif al-Bukhārīの『ハビーブのための論考 *al-Risāla al-Ḥabībīya*』という小著である。この小論は当時の中央アジアに存在していた様々な土地範疇を解説したものである。



ところで、イブン・ヌジャイムの理論が展開される背景には、当時のエジプトの富裕層が国家から国庫管理下にある土地を購入し、購入した土地についての免税特権を享受していた、という歴史的背景があったことについては既に述べた。イブン・ヌジャイムの理論はこの現実を正当化しようとするものであった。

『ハビーブのための論考』も、当時の中央アジアの現実を正当化するために作成されたわけだが、ここでこの小論が著述された歴史的背景を簡単に説明しておく。

まず、当時の中央アジアでは、接收地が軍人、官僚の俸給源となっていた。これは接收地を軍人や官僚に割り当て、そこから本来徴収されるはずのハラージュを俸給として授与するというものである。この場合、国の側は接收地の経営に一切責任をもたず、俸給として接收地を割り当てられた人物は、これを自己の責任で経営し、収入を確保せねばならなかった。ところが、こうして割り当てられた接收地の占有権は、受領者によって相続されえたので、結果として割り当てられた接收地は受領者の私有財産化する傾向にあった。

つぎに、当時の中央アジアでは、接收地から免税私有地を生成することがおこなわれていた。これは、定率のハラージュ課税地の場合、土地を分割して、そのうちのハラージュ相当分を君主に引き渡せば残った分が免税となる、という法学説にのっとったものである。接收地から直接に免税私有地を生成することはできないので、君主はいったん接收地を第三者に売却し、つぎに、これを両者のあいだで分割して、君主がハラージュ相当分を受領し、残った分を免税私有地とする、というプロセスをとった。

## 4.2 土地範疇



これは、著者によって呈示された土地範疇をまとめたものである。このうち、実際に議論の対象となっているものは、al-mamlaka(接收地), al-mamlūk al-kharāji(ハラージュ課税私有地), al-milk al-ḥurr al-khāliṣ(免税私有地)の三種のみである。このことは、当時の中央アジアに存在していた土地が、結局はこの三範疇のいずれかに属していたことを示している。

### 4.3 原初の土地範疇

さて、法学上の議論において土地のステータスを決定するのは、原初の状態、すなわちイスラーム勢力による征服の時点での土地のステータスである。なぜなら、理論上は、原初の状態における土地のステータスは、永遠にかかわらずものとされるからである。最初に紹介したハラージュ課税地の国家所有論にしても、ハラージュ課税地というステータスを固定することによって、はじめて成立する論理なのである。また、原初の状態における土地のステータスを決定するのは、征服の形態である。征服が武力によるものか、それとも講和によるものか、さらに、征服後、住民がイスラームを受容したか、それとも拒否したか、といった要素により土地のステータスは決定される。

ところで、『ハビーブのための論考』においては、この征服の形態による土地のステータスについて二種類の説明がなされている。これを表にまとめると次のようになる。

征服形態	イスラーム	所有権	賦課
武力	受容	1. 住民	1. ハラージュ
		2. 戦利品獲得者 (住民が小作)	2. ハラージュ
		拒否	1. 住民
		2. 戦利品獲得者 (住民が小作)	2. ハラージュ
	分配	1. 戦利品獲得者	1. ウシュル
		2. 戦利品獲得者	2. ウシュル
講和	受容	1. 住民	1. ウシュル
		2. 住民	2. ウシュル
	拒否	1. 住民	1. ハラージュ
	2. 戦利品獲得者 (住民が小作)	2. ハラージュ	

最初の説明においては、「ハラージュ課税地 = 住民の私有財産」であるのに対し、二番目の説明においては「ハラージュ課税地 = 戦利品獲得者の私有財産であるが、住民が小作」という原則がつかぬかれている。つまり、あきらかに二番目の説明では、ハラージュ課税地の国家的所有論が含意されているのである。一方、最初の説明は、実態に即したものと言えよう。

ただし、『ハビブの論考』においては、ハラージュ課税地の国家的所有論はあっさり克服されてしまう。というのも、著者は明言こそしないものの、原初の状態でウシュル課税地を所有していた者、およびハラージュ課税地を占有していた者は、現在までのあいだに相続人もふくめて死に絶えてしまっていることを書中のあちこちで示唆しているのである。つまり、『ハビブの論考』は明らかに「所有者の死」という概念を採用しているのである。所有者が死亡し、相続人もいない土地はすべて接收地となる。

接收地についての議論は、本来、ハラージュ納付者の納付能力が欠如している場合、国家はその土地をいかに処理すべきかという文脈の中で展開されたものである。したがって、この議論においては、接收地にはハラージュが課税されることがそもそも含意されている。本来のステータスがウシュル地であろうが、ハラージュ地であろうが、一旦接收された土地には一律にハラージュが課税されるのである。したがって、原初の状態でウシュル課税地であった土地も、接收地になった段階ですでにウシュル課税地としてのステータスをうしなっている。

#### 4.4 接收地を起点とする循環論

つまり、接收地というステータスを通過させることにより、面倒な過去のステータスはいったん消去されることになる。そして、この接收地を起点として現実に合致した土地理論が展開される。

接收地の処分権は、「全ムスリムの管財人 (mutawallī-yi ‘amma)」—あきらかに、「全ムスリムの監督者 (nāzir)」という概念を採用したものである—たる君主に属している。君主は接收地を売却したり、俸給として軍人や官僚に恒久的に賜与することもできる。著者によれば、この恒久的な賜与は、土地の所有権の移動をとまなうものである。

売却や恒久的な賜与という方法により接收地が処分される場合、結果としてハラージュ課税所有地が生成される。しかし、この土地の所有者は物自体の処分権をもあたえられる。ここにいたって、ハラージュ課税地の国家的所有というフィクションは理論的にも破棄されることになる。これを正当化するものは、「全ムスリムの管財人 (mutawallī-yi ‘amma)」たる君主という概念である。

さらに、売却によって第三者のハラージュ課税私有地となった土地からは、上述の方法によって免税私有地を生成することが可能である。もはやムスリム共同体にとってなんの利益ももたらさない農地が、その存在を正当化されているのである。

そして、ハラージュ課税私有地や免税私有地は、「所有者の死」によりふたたびもとの接收地の地位へと還ってゆく。ここに、接收地を起点とする循環論が成立する。この循環論のなかで生成されるのは、接收地、ハラージュ課税私有地、免税私有地の三者のみである。この三範疇こそは、当時の中央アジアで実際に存在していた土地のすべてであった。この循環論においては、これ以外の範疇に属する土地は生まれようがないのだから、理論は現実に完全に一致することになる。

## 5 前近代中央アジアにおける所有

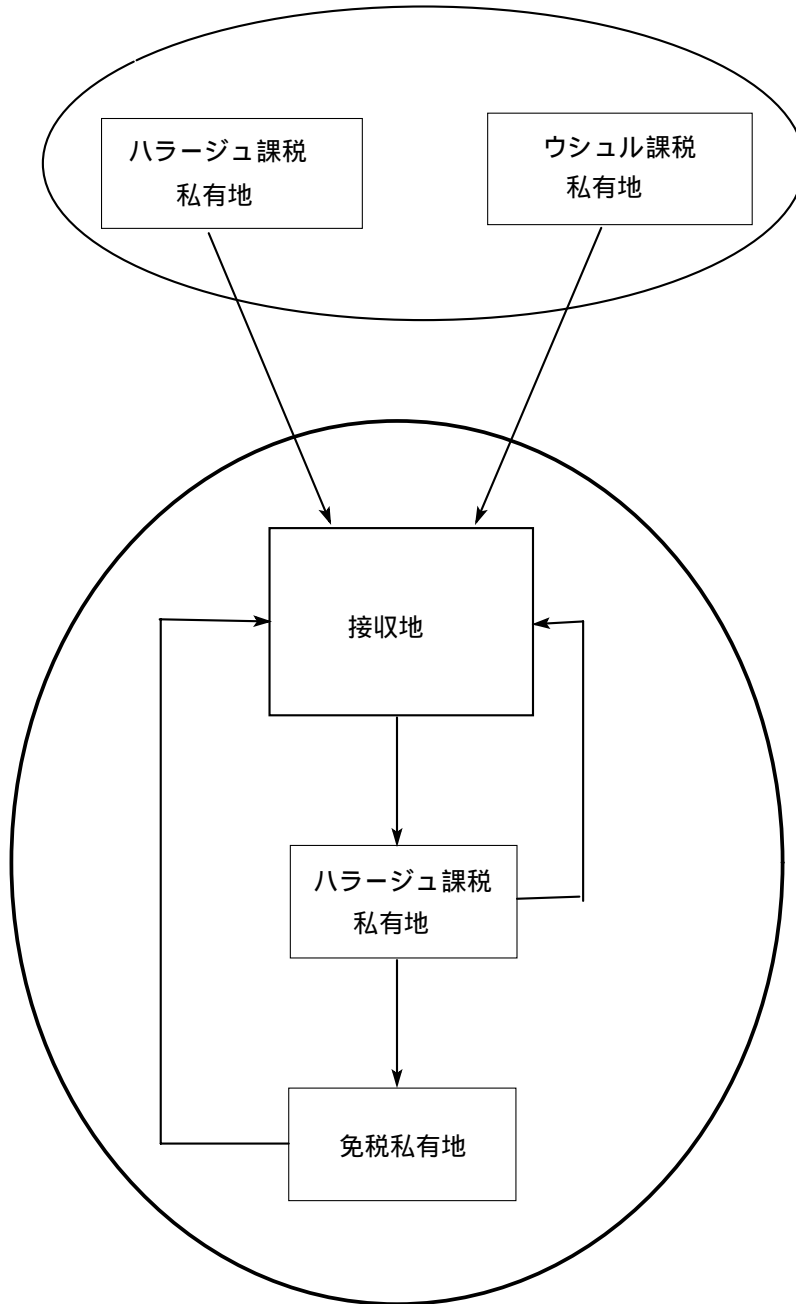
さて、これまで述べてきたような理論は、現実に中央アジアにおいて接收地が広汎に存在していたからこそ成り立つものである。

ところで、所有者が相続人をのこさず死亡した場合はべつとして、私有財産であるハラージュ地接收の指標はきわめて曖昧である。法学者によれば、所有者側の納税能力の欠如が接收の指標とされるわけだが、その場合でも、なにをもって納税能力の欠如と定義するのかが明記されていない。さらに、所有者が自分の土地にとどまっている場合でも接收は行われ得るのか、それとも、所有者が逃亡した場合にのみそれがおこなわれるのか、といったことも明確ではない。反面、このことは、所有者の側にすこしでも隙があるならば、国家はその所有権に介入することが可能であったことを示唆するものでもある。

そして16世紀以降、接收地が国家にとっての「厄介者」から、軍人、官僚への俸給財源へと変貌をとげたことは、個人の所有権にとって脅威となったにちがいない。なぜならこの変化は、積極的に接收地を獲得する動機を国家にあたえるものだったからである。結果として、この時期の個人の所有権はきわめて不安定なものとなっていたはずである。ただし、所有者がハラージュを納付し続けている間は、ハラージュ課税地が接收されることはない。結局は、自分の土地に賦課されたハラージュを滞りなく納める、という当たり前の行動が所有権を確保するための決定的要因だったわけである。

各種証書が個人の所有権を確立するための有効な手段たり得たことは言うまでもない。しかしながら、当時はなほだ曖昧な指標によって私有財産が接收されてしまう可能性のあったことを考慮にいれるならば、現実には証書だけで個人の所有権を守り通すことは困難であったろう。個人の所有権を守り通すためには、証書を保持する一方で、実際にハラージュを納付しているという状態を維持しつづけることが不可欠であった。けれども、それは簡単に実現できるようなものではない。当時、農地にはハラージュのほかに様々な税目が賦課されており、じつはこれらの額外課税のほうがハラージュそのものよりも過酷であった。さらに農業用水と小作人の確保にも一定の困難が付き

まっていたであろう。安定した農地経営を実現するためには、所有者側に多大な経営努力が要求されたのである。そして、その経営が破綻したとき、私有財産は容易に接収地のステータスへと落ち込んでしまうのである。



接收地を起点とした循環